

橋本市告示第 94 号

橋本市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱の一部を改正する告示

橋本市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱(平成18年3月1日 告示第115号)の一部を次のように改正する。  
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(提供情報) 第3条 情報提供制度により提供を行う情報は、前条の申請に係る本人に関する次に掲げる文書に記録されている情報とする。</p> <p>(1)・(2) 略 2・3 略</p>	<p>(提供情報) 第3条 情報提供制度により提供を行う情報は、前条の申請に係る本人に関する次に掲げる文書に記録されている情報とする。<u>ただし、第2号の資料については、同資料中の介護サービス計画に利用されることの同意欄について、主治の医師の同意がある場合に限り提供の対象とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略 2・3 略</p>

別記様式を次のように改める。



(裏)

申請者(介護保険事業者)の遵守事項

- 1 私は、提供を受けた資料に係る被保険者(以下「本人」という。)の情報(以下「本人情報」という。)又は被保険者の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の居宅介護サービス計画又は施設介護サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成以外の目的には使用しません。
- 2 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供することはしません。
- 3 私は、私の従業者又は従業者であった者が、上記1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しません。
- 5 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適正な保管に努めると共に、提供を受けた資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 6 私は、本人との居宅介護支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提供するか又は責任を持って廃棄します。
- 7 私は、本人又は橋本市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注)上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。